

### 令和7年度 香芝市スポーツ 少年団 団員募集

スポーツ少年団は、スポーツを通じて青少年の健全育成を目指し、本市では団員453名、指導者109名(令和6年度が登録し、活動しています。ぜひ一緒にスポーツを始めませんか。

▼対象 市内在住の小学生

▼活動拠点 各校区の小学校

▼活動種目 軟式野球、サッカー、バレーボール、ミニバスケ、トボール

▼申込・問合せ 市ホームページにて詳細をご確認の上、各単位団へ申込

香芝市スポーツ少年団本部事務局(生涯学習課内)

☎44-3339



### お知らせ

### りそな銀行およびみずほ銀行窓口における収納取扱業務終了について

令和7年3月末をもって、りそな銀行およびみずほ銀行窓口での本市の各種税金、保険料およびその他公金の収納取扱業務が終了します。令和7年4月以降、りそな銀行窓口での納付には別途手数料が必要となり、みずほ銀行窓口では取り扱いができませんのでご注意ください。

降、りそな銀行窓口での納付には別途手数料が必要となり、みずほ銀行窓口では取り扱いができませんのでご注意ください。

\*取扱金融機関の欄にりそな銀行およびみずほ銀行が記載された納入通知書で納付される場合でも、令和7年4月以降は同様の取り扱いとなります。

\*地方税統一QRコード(eLQR)が印字された納入通知書については、右記にかかわらず取扱可能です。

▼問合せ 市役所会計課  
☎44-3300

### 住宅火災による死者が発生しています

奈良県広域消防組合管内では令和6年に入り229件の火災が発生し、9名(いずれも65歳以上の高齢者)のかたがお亡くなりになっていきます。(令和6年12月末時点)

全国的に見ても、住宅火災による死者のうち約7割が高齢者となっており、死亡原因の約6割が逃げ遅れとなっています。

住宅火災の発生を防ぐ取組として、次の3つの習慣を実施していただき、住宅火災から『いのち』を守りましょう。

- ①寝たばこは絶対に行わない。
- ②外出時、就寝時はストーブを消す。

③コンロから離れるときは、必ず火を消す。

▼問合せ 香芝消防署予防課  
☎76-4119

### 学生のみなさまへ 国民年金学生納付特例制度

日本に住所を有するかたは、20歳になると原則、国民年金の第1号被保険者となり、保険料の納付が義務づけられます。

ただし、学生で保険料の納付が困難な場合は、申請により承認を受ければ、一定の期間について保険料の納付義務が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

この制度は他の免除制度とは異なり世帯主や配偶者の所得要件がないため、親の所得が高い場合でも、学生本人の所得が一定額以下などの要件に該当すれば適用を受けることができます。

この制度の承認を得た期間は、年金の受給資格期間に算入され、障害基礎年金の保険料納付要件にも適用されませんが、年金額には計算されないため、将来の年金受給額は保険料を全額納めた場合に比べて少なくなります。

▼申請・問合せ 20歳到達後に日本年金機構から届く申請書に必要事項を明記し、添付書類を添えて郵送または窓口で申請

\*窓口の場合は①年金手帳または基礎年金番号通知書、②学生証の写し(裏面に有効期限、学年、入学年月日などの記載がある場合は裏面の写しも必要)または在学期間がわかる在学証明書の原本をお持ちください。

\*マイナンバーカードをお持ちのかたは、マイナポータルよりオンライン申請ができます。

・大和高田年金事務所  
〒635-0015  
大和高田市幸町5-11  
☎22-3531

・市役所市民課  
〒639-0292  
本町1397  
☎44-3302



### マイナンバーカード 受取臨時窓口の開設日

\*必ずご本人がお越しください。(代理人による受取不可)

▼日時 3月22日(土)午前9時~正午

▼場所 市役所1階 市民課

▼問合せ 市役所市民課  
☎44-3302



### シルバー人材センター 新規会員登録中

シルバー人材センターで働くには会員登録が必要です。

▼対象 市内在住60歳以上のかたで、心身ともに健康で働く意欲のあるかた

▼会費 年額2,200円

▼入会方法 まずはお電話ください。毎月第2・4火曜日(祝日の場合はその翌日)午後1時30分から入会説明会を行います。

▼問合せ 公益社団法人香芝市シルバー人材センター ☎79-6601

### 市役所窓口での上下水道料金等の納入通知書の納付業務の終了について

令和7年4月に本市水道事業が奈良県広域水道企業団に統合することに伴い、令和7年3月31日をもって「市役所会計課窓口」および「南都銀行派出窓口(香芝市役所内)」での上下水道料金等の納入通知書による収納業務が終了します。(お支払いは納入通知書に記載している金融機関等で行えます。)

▼申込・問合せ 業務課・受付センター ☎76-2301